

有機溶剤中毒予防規則

規制内容等		物質	有機則条文	第1種有機溶剤等	第2種有機溶剤等	第3種有機溶剤等	
設	屋内作業場等のうちタンク等の内部	密閉装置	5	○ ○ ○ } のいずれか	○ ○ ○ } のいずれか		
		局所排気装置					
		プッシュプル型換気装置					
		全体換気装置					
備	タンク等の内部	吹付け作業	6-① ②	○ ○ ○ } のいずれか	○ ○ ○ } のいずれか	○ ○ ○ } のいずれか	
		密閉装置					
		局所排気装置					
	吹付け作業以外	全体換気装置		×	×	×	
		密閉装置	6-② ①	○ ○ ○ } のいずれか	○ ○ ○ } のいずれか	○ ○ ○ } のいずれか	
		局所排気装置					
全体換気装置							
管	作業主任者の選任		19	○	○	○	
	定期自主検査およびその記録		20, 20の2	○	○	○	
	点	検	22	○	○	○	
	補	修	23	○	○	○	
	掲	示	24	○	○	○	
	区	分	表	示	25	○赤	○黄
測	測定, 評価およびその記録		28, 28の2	○	○	×	
そ の 他	健康診断		29	○	○	○ (タンク等の内部に限る)	
	貯蔵		35	○	○	○	
	空容器の処理		36	○	○	○	
	計画の届出		安衛則	○	○	○	
	表示 (法 57)		法57	○	○	×	

- 有機溶剤：令別表第6の2の有機溶剤
- 有機溶剤等：有機溶剤または有機溶剤含有物（有機溶剤と有機溶剤以外の物との混合物で、有機溶剤を当該有機溶剤混合物の重量の5%を超えて含有するもの）
- 1 第1種有機溶剤等
 - ① 次の有機溶剤 クロロホルム、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・2-ジクロロエチレン、1・1・2・2-テトラクロロエタン、トリクロロエチレン、二硫化炭素
 - ② ①の物のみから成る混合物
 - ③ ①の物と当該物以外の物との混合物で、①の物を当該混合物の重量の5%を超えて含有するもの
- 2 第2種有機溶剤等
 - ① 次の有機溶剤 アセトン、イソブチルアルコール、イソプロピルアルコール、イソペンチルアルコール、エチルエーテル、エチレングリコールモノエチルエーテル、エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート、エチレングリコールモノノルマルブチルエーテル、エチレングリコールモノメチルエーテル、オルト-ジクロロベンゼン、キシレン、クレゾール、クロルベンゼン、酢酸イソブチル、酢酸イソプロピル、酢酸イソペンチル、酢酸エチル、酢酸ノルマルブチル、酢酸ノルマルプロピル、酢酸ノルマルペンチル、酢酸メチル、シクロヘキサノール、シクロヘキサノン、1・4-ジオキサン、ジクロロメタン、N・N-ジメチルホルムアミド、スチレン、テトラクロロエチレン、テトラヒドロフラン、1・1・1-トリクロロエタン、トルエン、ノルマルヘキサン、1-ブタノール、2-ブタノール、メタノール、メチルイソブチルケトン、メチルエチルケトン、メチルシクロヘキサノール、メチルシクロヘキサノン、メチルノルマルブチルケトン
 - ② ①の物のみから成る混合物
 - ③ ①の物と当該物以外の物との混合物で、①の物または1の①の物を当該有機溶剤混合物の重量の5%を超えて含有するもので1の③以外のもの
- 3 第3種有機溶剤等

有機溶剤等のうち第1種有機溶剤等および第2種有機溶剤等以外のもの

ガソリン、コールターナフサ、石油エーテル、石油ナフサ、石油ベンジン、テレピン油、ミネラルスピリット